

西宮市所有者のいない猫不妊手術助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 西宮市所有者のいない猫不妊手術助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この西宮市所有者のいない猫不妊手術助成金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 獣医師 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に規定する診療施設のうち、民間の診療施設に所属する獣医師をいう。
- (2) 手術 前号に規定する獣医師による雌猫の避妊手術及び雄猫の去勢手術をあわせた猫の手術をいう。
- (3) 合意書 所有者のいない猫対策活動合意書(様式第1号)をいう。
- (4) 交付申請書 西宮市所有者のいない猫不妊手術助成金交付申請書(様式第2号)をいう。
- (5) 交付決定通知書 西宮市所有者のいない猫不妊手術助成金交付決定通知書(様式第3号)をいう。
- (6) 変更交付申請書 西宮市所有者のいない猫不妊手術助成金変更交付申請書(様式第4号)をいう。
- (7) 変更交付決定通知書 西宮市所有者のいない猫不妊手術助成金変更交付決定通知書(様式第5号)をいう。
- (8) 報告書 不妊手術実施報告書(様式第6号)をいう。
- (9) 請求書 西宮市所有者のいない猫不妊手術助成金請求書(様式第7号)をいう。
- (10) 市長 西宮市長をいう。

(目的)

第3条 この要綱に定める助成金の交付は、所有者のいない猫に不妊手術を行う際に、その費用の一部を助成することにより、繁殖を抑制し、所有者のいない猫の数を減らすとともに、良好な生活環境を保全する活動の広がりを促すことを目的とする。

(対象動物)

第4条 助成金の交付の対象となる所有者のいない猫は、西宮市内に生息する猫であって、第9条に規定する交付決定通知書に記載された活動地域に生息するものに限る。

(助成金及び助成数の上限)

第5条 助成金の額は、手術対象猫1匹につき雌10,000円・雄5,000円とする。ただし、手術費用が助成金額を下回る場合は、手術費用を上限として助成する。

2 助成金の総額は、予算の範囲内とする。

(対象者)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、西宮市所有者のいない猫対策活動員設置要綱に規定する「所有者のいない猫対策活動員の証」の交付を受けた者とする。

(合意書)

第7条 第3条の目的に沿った活動（以下「活動」という。）を行い、助成金の交付を受けようとする者は、所有者のいない猫の生息する地域を代表する者（自治会長等）に、合意書による活動の合意を得なければならない。ただし、合意を得たものが、その職を辞した時は、再度、地域を代表する者による活動の合意を得なければならない。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、交付申請書に合意書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 交付申請書の受理は、助成金額が予算を超えない範囲で行い、以後は受理しないものとする。
- 3 交付申請書の申請匹数は、一度の申請につき、雌雄あわせて10匹以内とする。

(交付決定)

第9条 市長は、第8条の規定による申請があったときは、関係職員に当該申請に係る地域の調査を行わせる等により審査を行い、その申請が適正であると認められる場合は、交付決定通知書を交付する。但し、第5条第2項の定めを明らかに超えている場合はこの限りでない。

(変更申請)

第10条 助成金の交付を受けようとする者は、交付決定を受けた後に、交付決定通知書の内容に変更が生じた場合には、変更交付申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、変更交付決定通知書により、当該申請者にその決定を通知する。

(手術の実施等)

第11条 第9条に規定する交付決定通知書、若しくは第10条第2項に規定する変更交付決定通知書の交付を得た者（以下「被承認者」という。）は、当該地域の所有者のいない猫の手術を獣医師に依頼するものとし、報告書に必要事項を記載の上、獣医師に提出するものとする。

- 2 獣医師は、手術の済んだ猫に対し、他の所有者のいない猫と識別するための措置として耳カットを施すものとする。
- 3 獣医師は、報告書に記名・押印のうえ被承認者に返還するものとする。

(交付請求)

第12条 被承認者は、第11条第1項に定める手術実施後、助成金の交付を受ける場合は、交付決定通知書において定める期間内に、第11条に規定する報告書と獣医師の発行する手術代金の領収書を添えて、市長に請求書を提出しなければならない。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条の請求をした者に、請求を受けた日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の取消及び返納)

第14条 市長は、前条の助成金の交付を受けた者で、助成金の請求に至る手続において、虚偽の申請等この要綱に違反する事項があったと認めるときは、交付の決定の取消、及び交付した助成金を市に返納させることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定める様式のほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年12月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。